

亀山市公告第102号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定については、支援法人の活用に関する市の方針が定められるまでの間、これを行わないこととする。

令和5年12月12日

亀山市長 櫻井 義之